

院 内 掲 示

【住 所】

熊本県荒尾市荒尾600番地1

【名 称】

医療法人社団 荒尾クリニック

【九州厚生局への届出事項に関する事項】

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

○有床診療所入院基本料(1)

※当診療所は看護職員配置7人以上勤務しています。

○夜間緊急体制確保加算

○夜間看護配置加算 2

○医師配置加算 1

○看護配置加算 1

○看護補助配置加算 1

○看取り加算

○栄養管理実施加算

○入院時食事療養(1)

※入院時食事療養(Ⅰ)、入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

○夜間・早朝等加算

○時間外対応加算 1

○明細書発行体制等加算

○機能強化加算

○在宅療養支援診療所

○在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料

○脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)

※リハビリテーション初期加算(入院のみ)

○運動器リハビリテーション料(Ⅱ)

※リハビリテーション初期加算(入院のみ)

○透析液水質確保加算

○導入期加算 1

○CT撮影及びMRI撮影

○ニコチン依存症管理料

○がん治療連携指導料

○外来後発医薬品使用体制加算 2

○後発医薬品使用体制加算 2

○外来感染対策向上加算

○連携強化加算

○発熱患者対応加算

○医療情報取得加算 1・2

医療法人社団 荒尾クリニック
院 長 山田 邦夫

2025年（令和7年）4月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になりました

●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）
		令和7年4月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	510円
		指定難病患者・精神病床に1年以上越入院する患者
		300円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ (※1)	過去一年間の入院期間が90日以内
		240円
		過去一年間の入院期間が90日以上
		190円
該当なし	●低所得者Ⅰ (※2)	110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者
あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

保 険 外 費 用

○ <u>水薬容器(貸与)</u> (容器返されたら返金します)	大	90円
	小	55円
○ <u>軟膏容器</u>	大	33円
	小	22円
○ <u>オムツ(持参可)</u>	M	116円
	L	135円
○ <u>リハパンツ(持参可)</u>	M	110円
	L	120円
○ <u>尿とりパッド(持参可)</u>	大	65円
	小	45円
○ <u>テレビ代</u>	1日	230円
○ <u>テレビ代+冷蔵庫</u>	1日	360円

荒尾クリニック